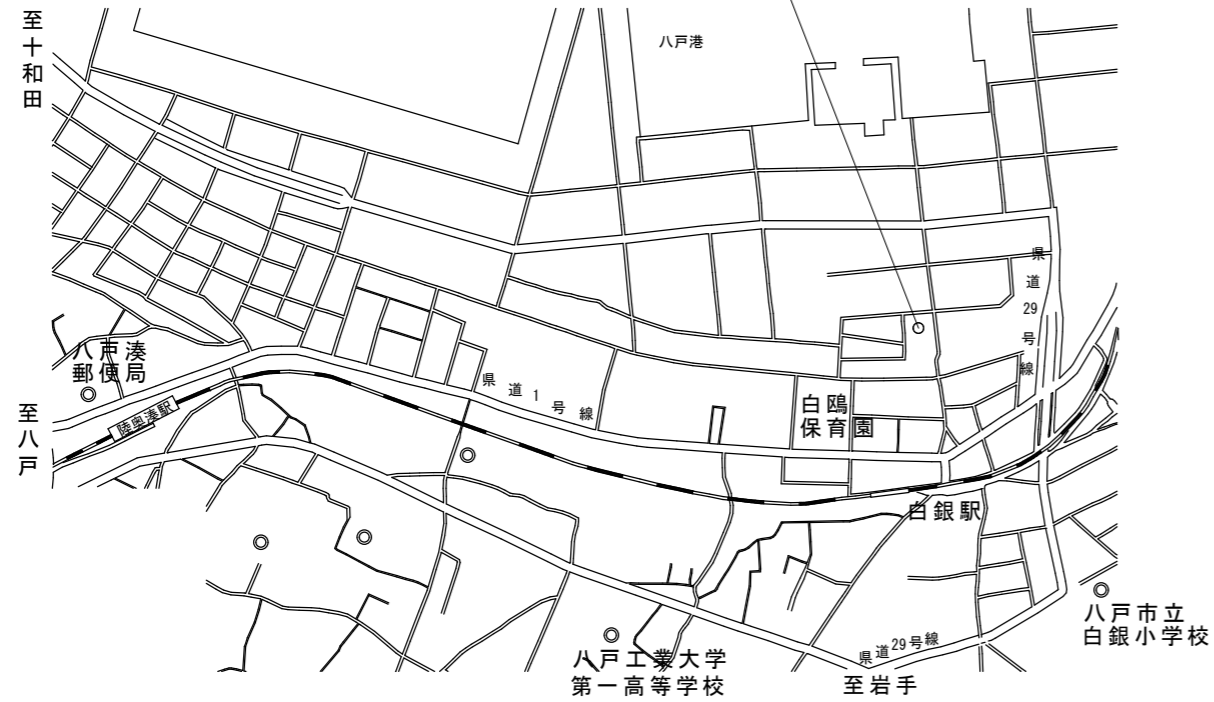


# 三島下宿舎改修工事

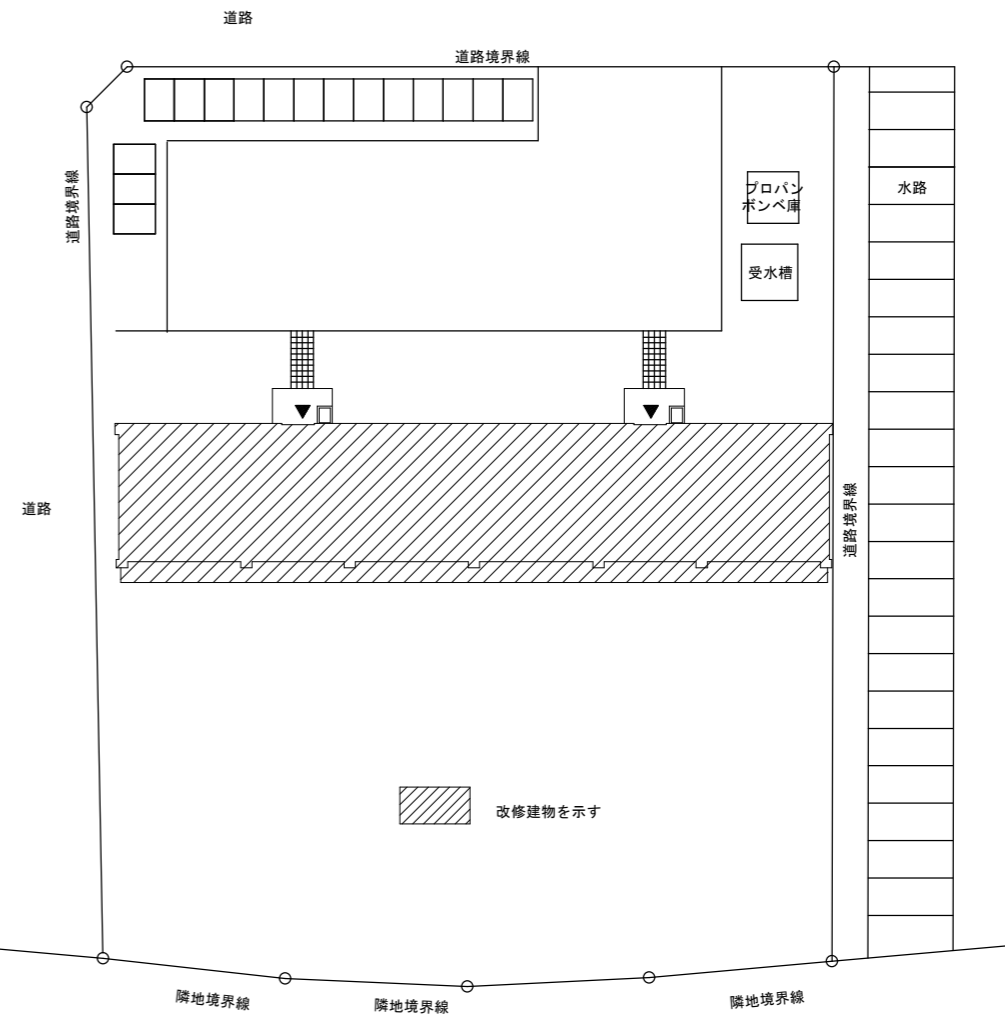
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-00	表紙	A-11	建具コープラン・内部建具表	E-01	電気設備配線図
A-01	案内図・配置図	A-12	展開詳細図-1(台所)		
A-02	特記仕様書-1	A-13	展開詳細図-2(洗面所)	M-01	設備器具表
A-03	特記仕様書-2	A-14	展開詳細図-3(WC)	M-02	給水給湯・ガス設備図
A-04	特記仕様書-3	A-15	展開詳細図-4(浴室)	M-03	P S内給水メーター配管
A-05	仕上表	A-16	展開詳細図-5(P S)		
A-06	既存2・3F平面図	A-17	家具表		
A-07	既存4F平面図				
A-08	改修後2・3F平面図				
A-09	改修後4F平面図				
A-10	既存矩計図				

第二管区海上保安本部

工事場所：青森県八戸市大字白銀町字三島下107



案内図



配置図 S=1/400



オオヤ設計スタジオ

一級建築士設計事務所  
 青森県登録第 1797号  
 〒031-0816  
 八戸市新井田西三丁目4-5

Project Name

『三島下宿舎改修工事』

Date

Sheet Title 案内図・配置図

Scale S=1/400

Sheet No A-001

一級建築士登録 大屋 肇  
 第245224号

仕 様 書	
1 工事概要	
1. 件 名	三島下宿舎改修工事
2. 発注官署	第二管区海上保安本部 〒985-8507 宮城県塩釜市貞山通3-4-1 電話 022-363-0111
3. 管理官署	八戸海上保安部 〒031-0831 青森県八戸市葉港街2-16 電話 0178-33-1221
4. 施工場所	青森県八戸市大字白銀字三島下107
5. 履行期限	令和8年11月30日
6. 主要用途 階数 構造	共同住宅 4階建て 鉄筋コンクリート造
7. 敷地面積	1911.83㎡
8. 延べ建築面積	1082.88㎡
9. 内 容	1. 建築工事 イ. 屋内住宅改修工事 1. 流し台・洗面台・便器・換気扇等の取り替え 2. 給湯器の設置 3. 戸々の水道メーターの設置 ロ. 屋内電気設備工事 1. コンセント増設

特記事項		
イ	本工事施工箇所以外への立入りは禁止とする。	
ロ	屋の休憩及び喫煙については、指定された場所にて行うこと。	
ハ	業務上知り得た当局に関する情報（書面で知り得た情報及び施設内又はそれに準じる場所で見聞き又は認識した一切の情報）の機密を第三者に漏らしてはならない。これは、契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。	
ニ	施工中、既存部分に損傷を与えた場合には、請負者の責任で現状に復旧するか又は損害賠償すること。	
ホ	発生材を処分した後、マニフェスト（D票）を提出すること。	
ヘ	請負者は、身分証明書・腕章を着用すること。	
ト	休日（土曜日、日曜日及び祝日）の工事及び作業時間の延長を必要とする場合には、監督職員と協議し事前に申請すること。	
チ	この仕様書に定めなき事項については、監督職員と協議のうえ決定する。	
II 建築改修工事仕様		
1. 共通仕様	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準書（建築工事編）（最新版）」（以下「改修標仕」という。）により、また、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下「標仕」という。）による。	
2. 特記仕様	(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印の付いた場合は、ともに適用する。 (3) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (5) 特記事項に記載の（別2- ）は、標仕の「別図2 ポルト間隔等及び溶接継手の開先形状」の該当項目を示す。 (6) ○印は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の特定調達品目を示す。	
章	項 目	特 記 事 項
1 一般共通事項	①適用基準等	・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版） ○工事写真の撮り方（改訂第2版）建築編（建設大臣官房官庁営繕部監修） ○建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版）
	②工事実績情報の登録	※適用する [1.1.4]
	③官公署その他の届出手続き	本工事の着手、施工及び完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅延無く行う。なお、申請手数料等の費用は請負者の負担とする。
	4 電気保安技術者	工事現場における電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。 ・要 ・不要 [1.3.3]
	5 施工条件	下記以外は現場説明書による。 [1.3.5] ・工事用車両の駐車場所 ・図示 ・資機材置場 ・図示 ・建設発生土仮置場 ・図示 ・
	⑥発生材の処理等	発生材は、この特記仕様書、図面及び監督職員の指示により、構外搬出処分とする。また、構外搬出処分材は、「廃棄物処理法」に基づき適正な処理をすること。 ・発注者に引渡しを要するもの（ ・金属類 ・ ） [1.3.8] ・特別管理産業廃棄物（ ・廃石綿 ・PCB含有物 ・ ） [1.3.8] ・現場において再利用を図るもの（ ） [1.3.8] ・再資源化を図るもの（ ・アスファルト・コンクリート塊 ） [1.3.8] ・PCB含有シーリング材の処理 ・第一次判定：現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 採取箇所数 計（ ）箇所 採取箇所 ・図示 ・ ・第二次判定：専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。 分析個数 計（ ）箇所 ・除去処理工事 除去範囲 ・図示 ・

⑦ 環境への配慮	化学物質を放散させる建築材料等 [1.4.1] 本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、次の（1）から（5）を満たすものとする。 （1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 （2）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 （3）接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 （4）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 （5）（1）、（3）及び（4）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に定める「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。 ホルムアルデヒド放散量 該当する材料 規制対象外 ① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 接着剤等不使用 b. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 f. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種 ① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品
⑧ 材料の品質等	[1.4.2] 本工事に使用する工法・材料については、特記されたもの又は同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は、監督職員の承諾を受けること。 本工事に使用する材料は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASのマーク表示のない材料及びその製造者等は、次の（1）～（6）の事項を満たすものとする。 （1）品質及び性能に関する試験データが整備されていること （2）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること （3）安定的な供給が可能であること （4）法令等で定める許可、認可、認定、免許等を取得していること （5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること （6）販売、保守等の営業体制が整えられていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関（社）公共建築協会等）が発行する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」の評価書等の写しを、監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 改修標仕及び標仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
⑨ 特別な材料の工法	改修標仕及び標仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
⑩ 施工数量調査	調査範囲及び調査方法 ○図示 [1.5.2] 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ○図示 [1.5.3]
11 技能士	[1.6.2] 通用工事種別 技能検定作業 防水改修工事 ・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴムシート防水工事作業 ・塩化ビニルシート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ防水工事作業 ・FRP防水工事作業 ・左官作業 ・内外装板金作業 外壁改修工事 ・左官作業 ・タイル張り作業 ・建築塗装作業 建具改修工事 ・ビル用サッシ工事作業 ・ガラス工事作業 ・自動ドア施工作业 内装改修工事 ・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・壁装作業 ・大工工事作業 ・鋼製下地工事作業 ・左官作業 ・タイル張り作業 塗装改修工事 ・建築塗装作業 耐震改修工事 ・鉄筋組立作業 ・型枠工事作業 ・コンクリート圧送工事作業 ・構造物鉄工作业 ・とび作業 コンクリートブロック・コンクリートブロック工事作業 ク・ALCパネル工事 ・ALC工事作業 石工事 ・石張り作業 植栽工事 ・造園工事作業
⑫ 危険物の貯蔵及び取扱	イ 塗料、油類等の引火性材料を貯蔵する場合は、関係法令に従い、適切な規模、構造及び設備を備えたものとし、当局の既設建物、設備及び生産機械等から隔離した場所に設けることとする。 ロ 貯蔵所の各戸には鍵を付け、「火気厳禁」「製品名」「類別」等の提示板を見やすい箇所に設置すること。 ハ 請負者は、危険物取扱責任者を適定し、関係法令に基づいた管理を徹底すること。 ニ 請負者は、危険物の製品名、類別、搬入数量を記載した「危険物チェックシート（当局様式）」を提出し、監督職員の承諾を得ること。
⑬ 完成図等	次の通り完成図等を提出すること。 イ 完成図面（A3版1部） ハ 完成図書（施工計画書、納入仕様書、出荷証明書、マニフェストの製本1部） ニ 電子媒体（上記の電子データを記録したもの）
⑭ 工事の記録	工事写真は、工事経過の記録、使用材料の確認、品質管理の確認、維持保全の資料及び問題解決の資料に使用するため、カラー写真・サービス版を工事用アルバムに編纂のうえ1部、及び電子データを記録した電子媒体を提出すること。
⑮ 設備工事との取合い	設備機器の位置、取合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。

⑯ 現場への搬入路	現場への搬入路は、破壊の無いよう留意し、もし破壊した場合は速やかに復旧すること。
17 火災保険等	工事目的物及び工事材料等について、次により保険に付す。 保険の種類 ・ 火災保険 ・ 建設工事保険 保険期間 ・ 火災保険の加入期間は、工期に14日以上の日を加えた日までとする。
⑰ 高度技術・創意工夫又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。	このことについて、請負者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
⑱ 工事施工計画書の提出	次の工事施工計画書を提出すること。 ・総合施工計画書（総合的な計画をまとめたもの） ・工種別施工計画書（工種は監督職員の指示による） このなかで、使用材料・施工体制（下請け施工者の責任者等）も明らかにすること。
20 工事進捗状況報告書の提出	工事進捗状況報告書を提出すること。（提出日は毎月末、インターネットメールでの提出も可。）
⑲ 環境対策及び再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	環境対策及び再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法を書面等により、明確にすること。（建設機械については、排ガス対策型の建設機械の使用を原則とする。）
⑳ 提出書類等	契約締結後、次の書類を速やかに提出すること。 イ. 現場代理人等届（当局様式） ロ. 下請負人届（当局様式） ハ. 工事工程表（当局様式） ニ. その他監督職員が指示する書類等
㉑ 安全管理	現場代理人は常駐とし、現場内はもとより現場作業員、当局職員及び近隣住民等の第三者に対しても危害を及ぼすことのないよう常に留意し、安全管理を徹底する。万一、事故が発生した場合は、速やかに監督職員へ報告し、指示を受けることとする。また、その責任については、請負者が負うものとする。 本工事が完了したときは、竣工検査又は部分検査に先立ち、監督職員の下検査を受けること。 ○図示 ・
㉒ 設計G/L	
2 仮設工事	① 墨出し ② 足場その他 提出しは、正確に行い、監督職員立会いのものを行うこと。 足場は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事故災害防止策要綱その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとし、工事期間中は適切な保守管理を行うこと。 内部足場 種別 ○きつたつ、足場板等 ○A種 ・B種 ・C種 ・D種 [2.2.1] 外部足場 種別 ○A種 ・B種 ・C種 ・D種 [2.2.1] [表2.2.1] 防護シート ○設置しない 材料、撤去材等の運搬方法 ○A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 [2.2.1] [表2.2.2] 災害防止に努め、当局の既設建物、設備及び生産機械に損傷の恐れがある場合は適切な方法で養生を行う。 また、汚損・損傷を与えた場合は、速やかに監督職員に報告し、請負者の責任において早急に復旧すること。 [2.3.1] 既存部分の養生 ・ビニルシート等 ・ 既存家具等の養生 ・ビニルシート等 ・ 固定家具等の移動 ・行わない ・行う 仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1] 種 別 下 地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（・9.0 ・ ） 厚さ mm ・なし ・B種 ・木下地 ・せつこうボード（・9.5 ・12.5 ） ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・なし ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・あり ※仮設扉は時間耐火仕様によること。 [2.4.1] ・設ける ・設けない ※適宜 ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による 工事用電力及び用水は、当敷地内施設を使用することができる。 使用料金は有償とする。ただし、仮設配線及び配管が必要となる場合は、請負者の負担とする。 本工事期間中、仮設物等の設置場所については当敷地内とし監督職員と協議し決定すること。
3 仮設間仕切り	① 仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1] 種 別 下 地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（・9.0 ・ ） 厚さ mm ・なし ・B種 ・木下地 ・せつこうボード（・9.5 ・12.5 ） ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・なし ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・あり ※仮設扉は時間耐火仕様によること。 [2.4.1] ・設ける ・設けない ※適宜 ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による 工事用電力及び用水は、当敷地内施設を使用することができる。 使用料金は有償とする。ただし、仮設配線及び配管が必要となる場合は、請負者の負担とする。 本工事期間中、仮設物等の設置場所については当敷地内とし監督職員と協議し決定すること。
3 仮設間仕切り	① 仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1] 種 別 下 地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（・9.0 ・ ） 厚さ mm ・なし ・B種 ・木下地 ・せつこうボード（・9.5 ・12.5 ） ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・なし ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・あり ※仮設扉は時間耐火仕様によること。 [2.4.1] ・設ける ・設けない ※適宜 ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による 工事用電力及び用水は、当敷地内施設を使用することができる。 使用料金は有償とする。ただし、仮設配線及び配管が必要となる場合は、請負者の負担とする。 本工事期間中、仮設物等の設置場所については当敷地内とし監督職員と協議し決定すること。
3 仮設間仕切り	① 仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1] 種 別 下 地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（・9.0 ・ ） 厚さ mm ・なし ・B種 ・木下地 ・せつこうボード（・9.5 ・12.5 ） ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・なし ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・あり ※仮設扉は時間耐火仕様によること。 [2.4.1] ・設ける ・設けない ※適宜 ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による 工事用電力及び用水は、当敷地内施設を使用することができる。 使用料金は有償とする。ただし、仮設配線及び配管が必要となる場合は、請負者の負担とする。 本工事期間中、仮設物等の設置場所については当敷地内とし監督職員と協議し決定すること。
3 仮設間仕切り	① 仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1] 種 別 下 地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（・9.0 ・ ） 厚さ mm ・なし ・B種 ・木下地 ・せつこうボード（・9.5 ・12.5 ） ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・なし ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・あり ※仮設扉は時間耐火仕様によること。 [2.4.1] ・設ける ・設けない ※適宜 ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による 工事用電力及び用水は、当敷地内施設を使用することができる。 使用料金は有償とする。ただし、仮設配線及び配管が必要となる場合は、請負者の負担とする。 本工事期間中、仮設物等の設置場所については当敷地内とし監督職員と協議し決定すること。
3 仮設間仕切り	① 仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1] 種 別 下 地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（・9.0 ・ ） 厚さ mm ・なし ・B種 ・木下地 ・せつこうボード（・9.5 ・12.5 ） ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・なし ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・あり ※仮設扉は時間耐火仕様によること。 [2.4.1] ・設ける ・設けない ※適宜 ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による 工事用電力及び用水は、当敷地内施設を使用することができる。 使用料金は有償とする。ただし、仮設配線及び配管が必要となる場合は、請負者の負担とする。 本工事期間中、仮設物等の設置場所については当敷地内とし監督職員と協議し決定すること。
3 仮設間仕切り	① 仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1] 種 別 下 地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（・9.0 ・ ） 厚さ mm ・なし ・B種 ・木下地 ・せつこうボード（・9.5 ・12.5 ） ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・なし ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・あり ※仮設扉は時間耐火仕様によること。 [2.4.1] ・設ける ・設けない ※適宜 ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による 工事用電力及び用水は、当敷地内施設を使用することができる。 使用料金は有償とする。ただし、仮設配線及び配管が必要となる場合は、請負者の負担とする。 本工事期間中、仮設物等の設置場所については当敷地内とし監督職員と協議し決定すること。
3 仮設間仕切り	① 仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1] 種 別 下 地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（・9.0 ・ ） 厚さ mm ・なし ・B種 ・木下地 ・せつこうボード（・9.5 ・12.5 ） ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・なし ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・あり ※仮設扉は時間耐火仕様によること。 [2.4.1] ・設ける ・設けない ※適宜 ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による 工事用電力及び用水は、当敷地内施設を使用することができる。 使用料金は有償とする。ただし、仮設配線及び配管が必要となる場合は、請負者の負担とする。 本工事期間中、仮設物等の設置場所については当敷地内とし監督職員と協議し決定すること。
3 仮設間仕切り	① 仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1] 種 別 下 地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（・9.0 ・ ） 厚さ mm ・なし ・B種 ・木下地 ・せつこうボード（・9.5 ・12.5 ） ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・なし ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・あり ※仮設扉は時間耐火仕様によること。 [2.4.1] ・設ける ・設けない ※適宜 ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による 工事用電力及び用水は、当敷地内施設を使用することができる。 使用料金は有償とする。ただし、仮設配線及び配管が必要となる場合は、請負者の負担とする。 本工事期間中、仮設物等の設置場所については当敷地内とし監督職員と協議し決定すること。
3 仮設間仕切り	① 仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1] 種 別 下 地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（・9.0 ・ ） 厚さ mm ・なし ・B種 ・木下地 ・せつこうボード（・9.5 ・12.5 ） ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・なし ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・あり ※仮設扉は時間耐火仕様によること。 [2.4.1] ・設ける ・設けない ※適宜 ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による 工事用電力及び用水は、当敷地内施設を使用することができる。 使用料金は有償とする。ただし、仮設配線及び配管が必要となる場合は、請負者の負担とする。 本工事期間中、仮設物等の設置場所については当敷地内とし監督職員と協議し決定すること。
3 仮設間仕切り	① 仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1] 種 別 下 地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（・9.0 ・ ） 厚さ mm ・なし ・B種 ・木下地 ・せつこうボード（・9.5 ・12.5 ） ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・なし ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・あり ※仮設扉は時間耐火仕様によること。 [2.4.1] ・設ける ・設けない ※適宜 ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による 工事用電力及び用水は、当敷地内施設を使用することができる。 使用料金は有償とする。ただし、仮設配線及び配管が必要となる場合は、請負者の負担とする。 本工事期間中、仮設物等の設置場所については当敷地内とし監督職員と協議し決定すること。
3 仮設間仕切り	① 仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1] 種 別 下 地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（・9.0 ・ ） 厚さ mm ・なし ・B種 ・木下地 ・せつこうボード（・9.5 ・12.5 ） ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・なし ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・あり ※仮設扉は時間耐火仕様によること。 [2.4.1] ・設ける ・設けない ※適宜 ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による 工事用電力及び用水は、当敷地内施設を使用することができる。 使用料金は有償とする。ただし、仮設配線及び配管が必要となる場合は、請負者の負担とする。 本工事期間中、仮設物等の設置場所については当敷地内とし監督職員と協議し決定すること。
3 仮設間仕切り	① 仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1] 種 別 下 地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（・9.0 ・ ） 厚さ mm ・なし ・B種 ・木下地 ・せつこうボード（・9.5 ・12.5 ） ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・なし ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・あり ※仮設扉は時間耐火仕様によること。 [2.4.1] ・設ける ・設けない ※適宜 ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による 工事用電力及び用水は、当敷地内施設を使用することができる。 使用料金は有償とする。ただし、仮設配線及び配管が必要となる場合は、請負者の負担とする。 本工事期間中、仮設物等の設置場所については当敷地内とし監督職員と協議し決定すること。
3 仮設間仕切り	① 仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1] 種 別 下 地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（・9.0 ・ ） 厚さ mm ・なし ・B種 ・木下地 ・せつこうボード（・9.5 ・12.5 ） ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・なし ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・あり ※仮設扉は時間耐火仕様によること。 [2.4.1] ・設ける ・設けない ※適宜 ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による 工事用電力及び用水は、当敷地内施設を使用することができる。 使用料金は有償とする。ただし、仮設配線及び配管が必要となる場合は、請負者の負担とする。 本工事期間中、仮設物等の設置場所については当敷地内とし監督職員と協議し決定すること。
3 仮設間仕切り	① 仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1] 種 別 下 地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（・9.0 ・ ） 厚さ mm ・なし ・B種 ・木下地 ・せつこうボード（・9.5 ・12.5 ） ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・なし ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・あり ※仮設扉は時間耐火仕様によること。 [2.4.1] ・設ける ・設けない ※適宜 ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による 工事用電力及び用水は、当敷地内施設を使用することができる。 使用料金は有償とする。ただし、仮設配線及び配管が必要となる場合は、請負者の負担とする。 本工事期間中、仮設物等の設置場所については当敷地内とし監督職員と協議し決定すること。
3 仮設間仕切り	① 仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1] 種 別 下 地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（・9.0 ・ ） 厚さ mm ・なし ・B種 ・木下地 ・せつこうボード（・9.5 ・12.5 ） ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・なし ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・あり ※仮設扉は時間耐火仕様によること。 [2.4.1] ・設ける ・設けない ※適宜 ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による 工事用電力及び用水は、当敷地内施設を使用することができる。 使用料金は有償とする。ただし、仮設配線及び配管が必要となる場合は、請負者の負担とする。 本工事期間中、仮設物等の設置場所については当敷地内とし監督職員と協議し決定すること。
3 仮設間仕切り	① 仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1] 種 別 下 地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（・9.0 ・ ） 厚さ mm ・なし ・B種 ・木下地 ・せつこうボード（・9.5 ・12.5 ） ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・なし ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・あり ※仮設扉は時間耐火仕様によること。 [2.4.1] ・設ける ・設けない ※適宜 ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による 工事用電力及び用水は、当敷地内施設を使用することができる。 使用料金は有償とする。ただし、仮設配線及び配管が必要となる場合は、請負者の負担とする。 本工事期間中、仮設物等の設置場所については当敷地内とし監督職員と協議し決定すること。
3 仮設間仕切り	① 仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1] 種 別 下 地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（・9.0 ・ ） 厚さ mm ・なし ・B種 ・木下地 ・せつこうボード（・9.5 ・12.5 ） ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・なし ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・あり ※仮設扉は時間耐火仕様によること。 [2.4.1] ・設ける ・設けない ※適宜 ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による 工事用電力及び用水は、当敷地内施設を使用することができる。 使用料金は有償とする。ただし、仮設配線及び配管が必要となる場合は、請負者の負担とする。 本工事期間中、仮設物等の設置場所については当敷地内とし監督職員と協議し決定すること。
3 仮設間仕切り	① 仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1] 種 別 下 地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（・9.0 ・ ） 厚さ mm ・なし ・B種 ・木下地 ・せつこうボード（・9.5 ・12.5 ） ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・なし ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・あり ※仮設扉は時間耐火仕様によること。 [2.4.1] ・設ける ・設けない ※適宜 ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による 工事用電力及び用水は、当敷地内施設を使用することができる。 使用料金は有償とする。ただし、仮設配線及び配管が必要となる場合は、請負者の負担とする。 本工事期間中、仮設物等の設置場所については当敷地内とし監督職員と協議し決定すること。
3 仮設間仕切り	① 仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1] 種 別 下 地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（・9.0 ・ ） 厚さ mm ・なし ・B種 ・木下地 ・せつこうボード（・9.5 ・12.5 ） ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・なし ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・あり ※仮設扉は時間耐火仕様によること。 [2.4.1] ・設ける ・設けない ※適宜 ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による 工事用電力及び用水は、当敷地内施設を使用することができる。 使用料金は有償とする。ただし、仮設配線及び配管が必要となる場合は、請負者の負担とする。 本工事期間中、仮設物等の設置場所については当敷地内とし監督職員と協議し決定すること。
3 仮設間仕切り	① 仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1] 種 別 下 地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（・9.0 ・ ） 厚さ mm ・なし ・B種 ・木下地 ・せつこうボード（・9.5 ・12.5 ） ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・なし ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・あり ※仮設扉は時間耐火仕様によること。 [2.4.1] ・設ける ・設けない ※適宜 ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による 工事用電力及び用水は、当敷地内施設を使用することができる。 使用料金は有償とする。ただし、仮設配線及び配管が必要となる場合は、請負者の負担とする。 本工事期間中、仮設物等の設置場所については当敷地内とし監督職員と協議し決定すること。
3 仮設間仕切り	① 仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1] 種 別 下 地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（・9.0 ・ ） 厚さ mm ・なし ・B種 ・木下地 ・せつこうボード（・9.5 ・12.5 ） ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・なし ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・あり ※仮設扉は時間耐火仕様によること。 [2.4.1] ・設ける ・設けない ※適宜 ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による 工事用電力及び用水は、当敷地内施設を使用することができる。 使用料金は有償とする。ただし、仮設配線及び配管が必要となる場合は、請負者の負担とする。 本工事期間中、仮設物等の設置場所については当敷地内とし監督職員と協議し決定すること。
3 仮設間仕切り	① 仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1] 種 別 下 地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（・9.0 ・ ） 厚さ mm ・なし ・B種 ・木下地 ・せつこうボード（・9.5 ・12.5 ） ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・なし ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・あり ※仮設扉は時間耐火仕様によること。 [2.4.1] ・設ける ・設けない ※適宜 ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による 工事用電力及び用水は、当敷地内施設を使用することができる。 使用料金は有償とする。ただし、仮設配線及び配管が必要となる場合は、請負者の負担とする。 本工事期間中、仮設物等の設置場所については当敷地内とし監督職員と協議し決定すること。
3 仮設間仕切り	① 仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1] 種 別 下 地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（・9.0 ・ ） 厚さ mm ・なし ・B種 ・木下地 ・せつこうボード（・9.5 ・12.5 ） ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・なし ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・あり ※仮設扉は時間耐火仕様によること。 [2.4.1] ・設ける ・設けない ※適宜 ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による 工事用電力及び用水は、当敷地内施設を使用することができる。 使用料金は有償とする。ただし、仮設配線及び配管が必要となる場合は、請負者の負担とする。 本工事期間中、仮設物等の設置場所については当敷地内とし監督職員と協議し決定すること。
3 仮設間仕切り	① 仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1] 種 別 下 地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（・9.0 ・ ） 厚さ mm ・なし ・B種 ・木下地 ・せつこうボード（・9.5 ・12.5 ） ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・なし ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・あり ※仮設扉は時間耐火仕様によること。 [2.4.1] ・設ける ・設けない ※適宜 ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による 工事用電力及び用水は、当敷地内施設を使用することができる。 使用料金は有償とする。ただし、仮設配線及び配管が必要となる場合は、請負者の負担とする。 本工事期間中、仮設物等の設置場所については当敷地内とし監督職員と協議し決定すること。
3 仮設間仕切り	① 仮設間仕切り等の種別 [2.3.2] [表2.3.1] 種 別 下 地 仕上材（厚さ mm） 充填材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（・9.0 ・ ） 厚さ mm ・なし ・B種 ・木下地 ・せつこうボード（・9.5 ・12.5 ） ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・なし ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・あり ※仮設扉は時間耐火仕様によること。 [2.4.1] ・設ける ・設けない ※適宜 ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による 工事用電力及び用水は、当敷地内施設を使用することができる。 使用料金は有償とする。ただし、仮設配線及び配管が必要となる場合は、請負者の負担とする

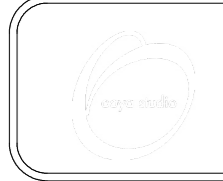


2.4 表示	(20.2.10)				
	区分	材質	寸法 (mm)	厚さ (mm)	取付け高さ
2.5 ブラインド	(20.2.12)				
	形式	種類	スラットの材質	スラットの幅 (mm)	施工箇所
2.6 ロールスクリーン	(20.2.13)				
	材種	操作方式	遮光性能	寸法 (mm)	施工箇所
2.7 カーテン	(20.2.14)				
	形式	開閉操作	ひだの種類	施工箇所	備考
2.8 カーテンレール	(20.2.14)				
	形式	開閉操作	ひだの種類	施工箇所	備考
2.9 ブラインドボックス及びカーテンボックス	(20.2.14)				
	形式	開閉操作	ひだの種類	施工箇所	備考
3.0 天井点検口	(20.2.14)				
	形式	開閉操作	ひだの種類	施工箇所	備考
3.1 床点検口	(20.2.14)				
	形式	開閉操作	ひだの種類	施工箇所	備考
3.2 防煙垂れ壁	(20.2.14)				
	形式	開閉操作	ひだの種類	施工箇所	備考
3.3 視覚障害者用床タイル (誘導用及び注意喚起用床材)	(19.2.2)				
	施工箇所	種類	寸法 (mm)	厚さ (mm)	
3.4 くつふきマット	(19.2.2)				
	施工箇所	種類	寸法 (mm)	厚さ (mm)	
3.5 流し台システムキッチン	(19.2.2)				
	種類	寸法 (L=mm)	適用内容	規格・品質等	
3.6 洗面カウンター	(19.2.2)				
	種類	寸法 (L=mm)	適用内容	規格・品質等	

3.7 便器	・洋式便器 リモデル 紙巻き二連タイプ		
	種類	規格等	耐荷重による種類
3.8 収納家具	材質 形状・寸法 合板、集成材、MDF、パーティクルボード等のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・第三種		
	種類	規格等	耐荷重による種類
3.9 鋼製書架及び物品棚	材質 形状・寸法 合板、集成材、MDF、パーティクルボード等のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・第三種		
	種類	規格等	耐荷重による種類
5 塗装改修工事	1 材料 建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量 [7.1.3] ・規制対象外 ・第三種		
	2 下地調整 既存塗膜の除去範囲 (塗替えでRB種の場合) [7.2.1] [表7.2.1~7.2.2] 下地調整の種類等 [7.2.2~7.2.3] [表7.2.1~7.2.3]		
3 錆止め塗料塗り	錆止め塗料塗りの種類等 [7.3.2.3] [表7.3.1~7.3.4]		
	塗装の種類	塗装面	工 程
4 塗装	[7.4.1~7.16.2] [表7.4.1~7.16.1]		
	塗装の種類	塗装面	工 程

6 撤去工事	1 既存部分の撤去等 撤去範囲 [8.19.2] [8.20.2] [8.21.2] [8.22.2] [8.23.2]				
	2 既存部分の処理 既存コンクリート面の目荒し [8.19.3] [8.20.3] [8.21.3] [8.22.3]				
7 鉄骨工事	1 鉄骨製作工場 鉄骨製作工場の加工能力 [8.1.5] ※建築基準法第77条の4第1項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた (株)日本鉄骨評価センター又は(社)全国鋼構工業協会の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める (M) グレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場				
	2 入熱、バスの間温度の溶接条件 鋼材と溶接材料の組合せと溶接条件 [8.2.4] [8.2.7] [表8.2.5]				
5 高力ボルト	ボルトの区分 [8.2.8] ※トルシア形高力ボルト ・JIS形高力ボルト				
	ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 [8.1.6] (別2-1.1~1.3)				
6 高力ボルト	ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 [8.2.8] [8.1.6] (別2-1.1~1.3)				
	摩擦面の処理 [7.12.4] ※プラスト処理 (表面粗度50μm以上) ・リバーシブル処理				
7 普通ボルト	ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 [7.2.3] [8.1.6] (別2-1.1~1.3)				
	アンカーボルトの保持及び埋込み工法の種別 [7.10.3] (表7.10.1)				
8 アンカーボルト	アンカーボルトの保持及び埋込み工法の種別 [7.10.3] (表7.10.1)				
	柱底均しモルタルの工法の種別 [7.10.3] (表7.10.2)				
9 鉄骨工作仮組	開先の形状 ※鉄骨溶接基準図による [8.14.4] (別2-3.1~3.4)				
	鋼製エンタブの切除する部分 ※図示 [8.14.7]				
1.0 溶接接合	完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ※行う ・行わない [8.14.11]				
	放射線透過試験 ※行わない ・行う [8.14.11]				
1.1 スタッド (戻付きスタッド JIS B 1198)	呼び名等 [8.17.2~7]				
	呼び名 呼び長さ (mm) 適用箇所				
1.2 錆止め塗装	耐火被覆材の接着する面の塗装 [8.16.3] ・行う (※JIS K 5622) ※行わない				
	耐火被覆の種類等 [8.17.2~7]				
1.3 耐火被覆	耐火被覆面の錆止め塗装 [8.16.3] ・行う (※JIS K 5622) ※行わない				
	耐火被覆の種類等 [8.17.2~7]				

1 鉄筋の種類	種類の記号 呼び名 (mm) [8.2.1] [表8.2.1]	
	種類記号	呼び名 (mm)
2 溶接金網	網目の形状、寸法及び鉄線の径 [8.2.2]	
	網目の形状、寸法 (縦×横)	鉄線の径又は呼び (mm)
3 鉄筋の継手	継手工法 ※重ね継手 [8.3.1] [表8.3.1]	
	鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ	鉄筋の径又は呼び (mm)
4 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ	鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは目地底から算定する。 [8.3.2] [表8.3.6]	
	施工箇所	改修共仕表8.3.6の値に加える寸法 (mm)
5 コンクリートの種類及び強度	レディーミクストコンクリートの類別 [8.1.3] [表8.1.1]	
	類別	強度
6 普通コンクリート	セメントの種類 [8.2.5] [表 8.2.2]	
	普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種	普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R5210に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。
7 モルタル及びグラウト材	モルタルの種類 [8.2.5] [表8.2.5]	
	モルタルの種類	モルタルの品質は、JIS R5210に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。
8 既存コンクリート面の目荒し	目荒しの種類 [8.18.3] [8.19.3]	
	目荒しの種類	目荒しの径
9 あと施工アンカー材料	あと施工アンカーの材料 [8.2.4]	
	あと施工アンカーの材料	あと施工アンカーの材料
10 あと施工アンカーの穿孔	穿孔前の埋込み配管等の調査 [8.10.2]	
	穿孔前の埋込み配管等の調査	穿孔前の埋込み配管等の調査



一級建築士設計事務所  
青森県登録第 1797号  
〒031-0816  
八戸市新井田西三丁目4-5

Project Name 『三島下宿舎改修工事』

Date

Sheet Title 特記仕様書-3  
Scale  
Sheet No A-004  
一級建築士登録 第245224号 大屋 肇

工事概要

工事名	三島下宿舎改修工事	主な工事内容 工事階数 2～3階の12戸の改修工事 水回りの入れ替え工事（浴室は除く） 給湯器の設置
工事場所	青森県八戸市大字白銀町字三島下107	
用途	宿舎	
構造／階数／戸	RC造 4階建 16戸	

内部仕上げ表特記

共通工事	
1・工事における優先順位	A・監督職員の指示事項 B・特記仕様書 C・国土交通省建築工事共通仕様書
2・本特記図中での内容に相違い又は明記無き場合の疑問を生じた場合は全て監督職員の指示による。	
3・施工時における軽微な変更については、請負代金の増減は行わない。	
4・施工時に必要な官公庁への手続きは、請負業者の責任に於いて遅滞なく行う。	
5・検査及び試験については、監督職員立会い、請負業者の責任に於いて遅滞なく行う。	
6・各工事における使用材料はJIS規格品を標準とし、特記メーカー製品は同等品以上と認めたもので、全て見本品提示のうえ監督職員の承認を得る。	
7・工事の進捗労働者の就業、材料の搬入、天候の状況を示す報告書を監督職員の指示に応じ提出すること。	
8・提出する写真は、工事写真A・工事着手前の建物屋内、仮設材搬入状況の写真 B・各工事の工事写真 C・竣工写真	
9・工事完了引き渡し検査は監督職員及び関係者立会立会のもとに竣工検査を行い、合格引き渡しの際に上記5・7・8項目及び竣工図を提出する。（製本に関しては監督職員の指示に従う。）	
仮設工事 1・仮設建物の施工に際して、仮設トイレ・仮設電気・資材置き場・工事関係車両等は、監督職員と協議のうえ承認を得たうえで着手する。	
2・工事用水・工事用電力等に関する一切の費用手続き及び使用料については工事請負業者の負担とする。	
木工事 1・仕上げ及び下地材は全て乾燥材とする。集成材はラジアータパインとする。変更を生じる場合は監督職員の承認を得ること。	
2・カラーフロア色は監督職員の承認を得ること。	
内装工事 1・塩ビシート床材・壁クロス色は監督職員の承認を得ること。接着剤は各メーカー指定に基づく。	
サッシ工事 1・台所の内窓は複層ガラス、窓枠を樹脂製とする。	

内部仕上げ表

室名	床	幅木	壁	回り縁	天井	備考
既存玄関ホール	カラーフロア	ソフト幅木 H = 75	モルタル 一部化粧石膏ボード			
補修改修	カラーフロア 既存床に重ね張り	新規ソフト幅木 H = 75				上框リフォーム用床同色
洗面脱衣	カラーフロア	ソフト幅木 H=75	モルタル下地VP			
補修改修	カラーフロア 既存床に重ね張り	新規ソフト幅木 H=75				
WC	モザイクタイル	ソフト幅木 H = 75	モルタル下地VP		ひる石吹き付け	
補修改修	既存床に塩ビシート 2.3t貼り	新規ソフト幅木 H = 75	PB12.5にクロス貼り	塩ビ見切り (コの字)	PB12.5にクロス貼り CH = 2300~2350	便器・ホルダー取り替え 排水管隠し造作 棚X2
浴室	モザイクタイル					
補修改修	既存床に重ね 浴室対応シート貼り4.0t					床浴槽側アルミ金物押さえ
台所	カラーフロア	木製幅木OSU H = 75	化粧PB一部 石綿セメント板AEP			
補修改修	カラーフロア 既存床に重ね張り	既存巾木使用	一部キッチンパネル			流し台一式取り替え 混合栓に取り替え
食堂	カラーフロア	木製幅木OSU H = 75	化粧PB			
補修改修	カラーフロア12t 既存床に重ね張り	既存巾木使用	PS部分 PB12.5にクロス			PS巾木ーソフト巾木=75

凡例

塗装	SOP：合成樹脂調合ペイント VP：塩化ビニール樹脂エナメル EP：合成樹脂エマルジョンペイント OSU：オイルステインウレタン
	CL：クリアラッカー

名称	品番・規格	品番・規格
カラーフロア	12t W = 300 一本溝又は リフォーム用 3t	WC塩ビシート サンゲツクッションフロア2.3t
PB12.5	NM - 8619	浴室床シート フクビ あんから浴室用シート4.0t
回り縁塩ビジョイナー	フクビD-3号	
クロス	量産品	



オオヤ設計スタジオ

一級建築士設計事務所 青森県登録第1797号  
〒031-0816 TEL0178-25-6728  
八戸市新井田西三丁目4-5

Project Name

『三島下宿舎改修工事』

Date

Sheet Title

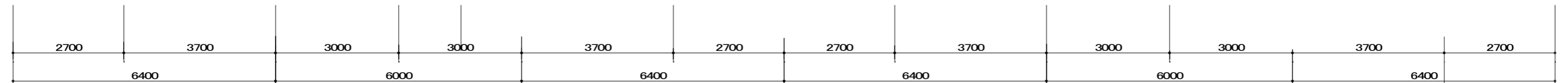
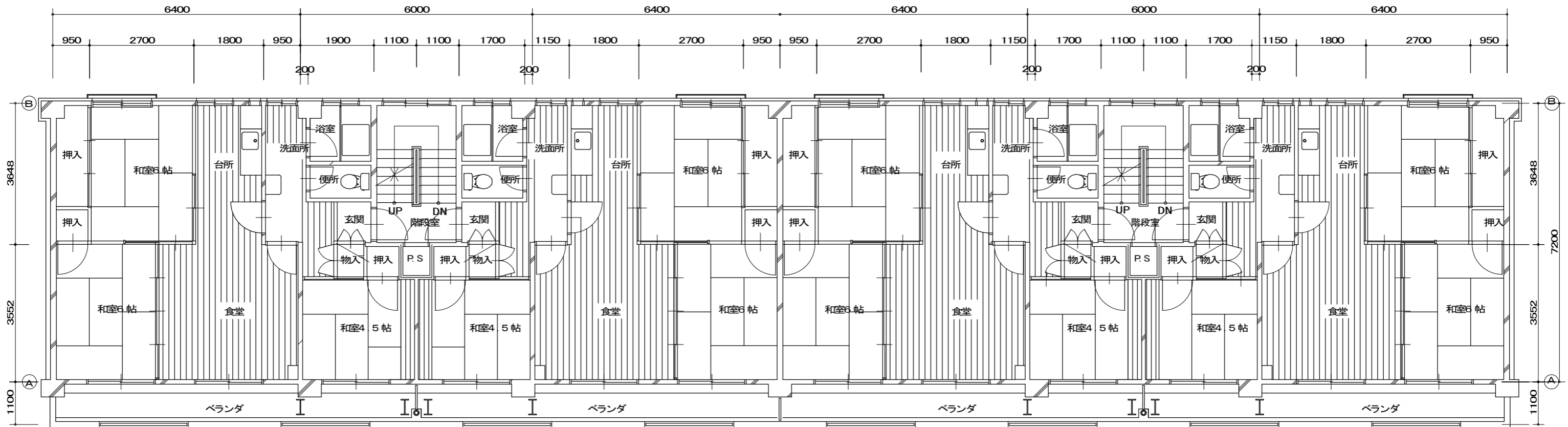
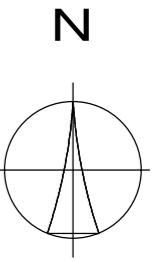
工事概要  
仕上表

Scale

Sheet No

A -005

一級建築士登録  
第245224号 大屋 肇



① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦

204  
304

203  
303

202  
302

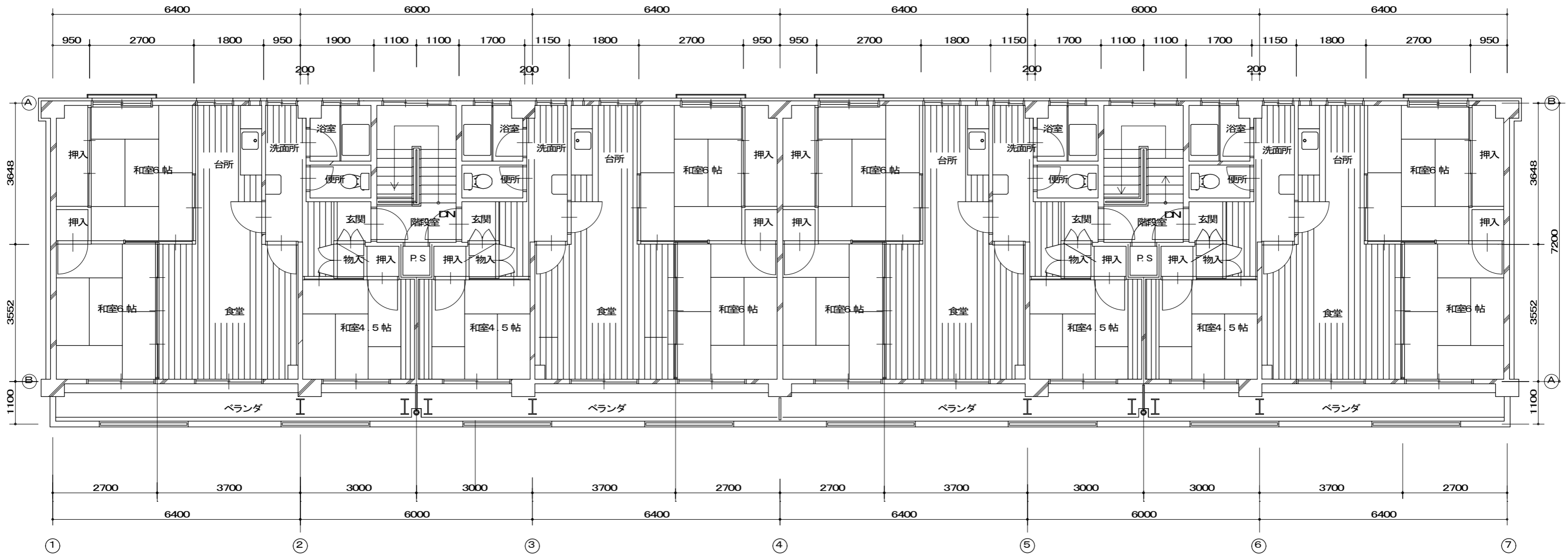
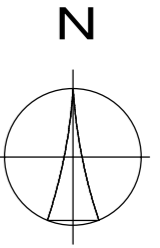
201  
301

凡例	
	既存鉄筋コンクリート壁
	既存木間仕切壁

 **オオヤ設計スタジオ**  
一級建築士設計事務所 青森県登録第1797号  
〒031-0816 TEL0178-25-6728  
八戸市新井田西三丁目4-5

Project Name 『三島下宿舎改修工事』  
Date

Sheet Title	既存平面図-1 (2F・3F)	Scale	S=1/100
Sheet No	A-006	一級建築士登録	第245224号 大屋 肇



404

403

402

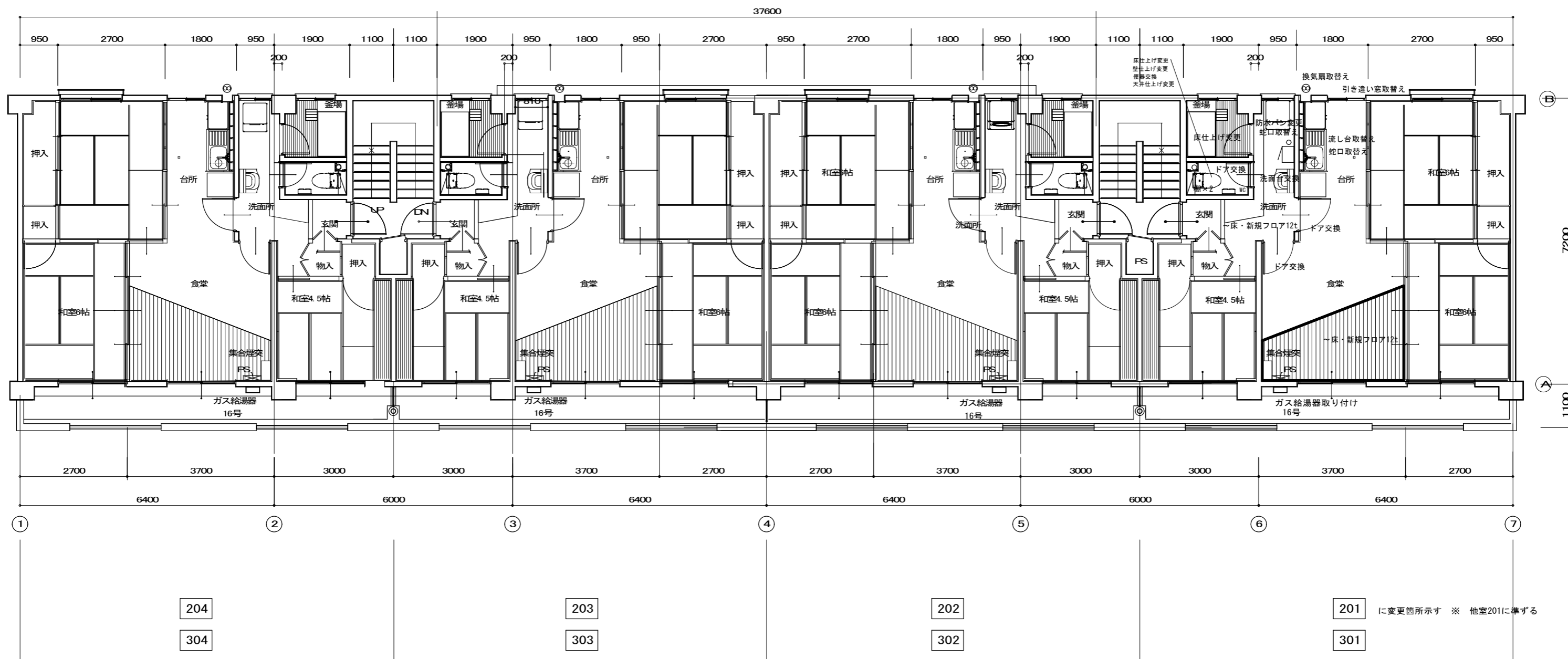
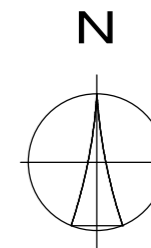
401

凡例	
	既存鉄筋コンクリート壁
	既存木間仕切壁

 **オオヤ設計スタジオ**  
一級建築士設計事務所 青森県登録第1797号  
〒031-0816 TEL0178-25-6728  
八戸市新井田西三丁目4-5

Project Name 『三島下宿舎改修工事』  
Date

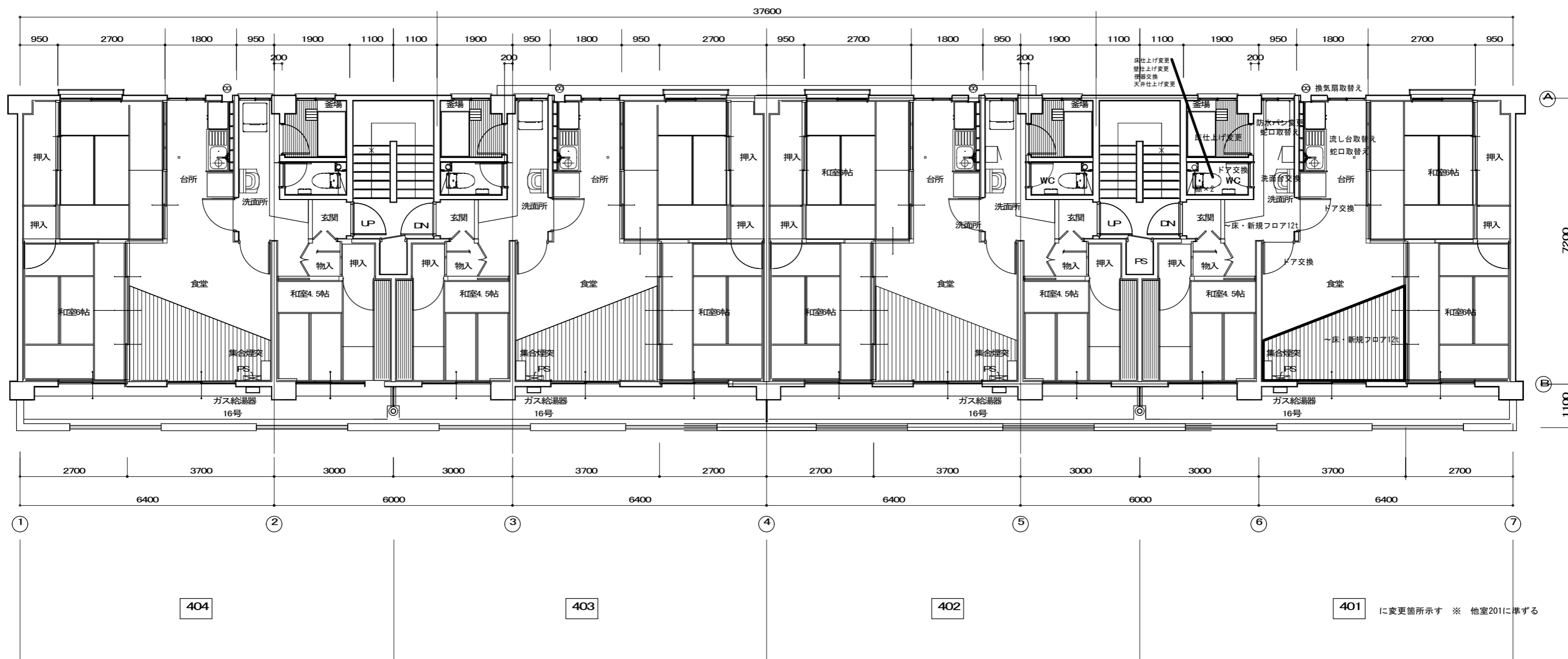
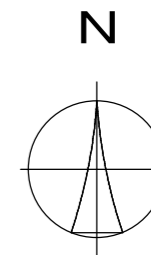
Sheet Title	既存平面図-2 (4F)	Scale	1/100
Sheet No	A-007	一級建築士登録 第245224号 大屋 肇	



**オオヤ設計スタジオ** 一級建築士設計事務所 青森県登録第1797号  
 〒031-0816 TEL.0178-25-6728  
 八戸市新井田西三丁目4-5

**Project Name** 『三島下宿舎改修工事』  
**Date**

**Sheet Title** 改修後平面図 (2F・3F)  
**Scale** S=1/100  
**Sheet No** A-008  
 一級建築士登録 第245224号 大屋 肇



 **オオヤ設計スタジオ**  
一級建築士設計事務所 青森県登録第1797号  
〒031-0816 TEL.0178-25-6728  
八戸市新井田西三丁目4-5

**Project Name** 『三島下宿舎改修工事』  
**Date**

<b>Sheet Title</b>	改修後平面図 (4F)	<b>Scale</b> S=1/100
<b>Sheet No</b>	A-009	一級建築士登録 大屋 肇 第245224号

